六二五　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二三　八
六二六―六二八　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　二三　八
六二九　水先人に免許を与えた件　二四　六
六三〇　測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　二四　六
六三一　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　二五　92　二〇
六三二　海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件　二七　七
六三三　運輸審議会件名表に登載された件　二七　七
六三四　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示　二七　94　二八
六三五　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　二七　94　三九
六三六　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　二七　94　四〇

○観光庁

一〇　通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を改正する告示　一二　七

一一　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一八　七
一二　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件　一八　七

○海上保安庁

三八　船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示　一〇　80　一四
三九―四〇　航路標識に関する件　一九　五

○環境省

三四　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件の一部を改正する件　三　八
三五　国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件　三　75　二六
三六　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　三　75　二七
三七　環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定する油性混合物の一部を改正する件　一一　七
三八　希少野生動植物種保存基本方針の全部を改正する件　一七　86　二〇

○防衛省

七一　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件　二　七
七二　漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ定める件　五　八
七三―七七　海上における射撃訓練を実施する件　六　六
七八―八二　〃　一〇　七
八三　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が決定された件　一六　六
八四―八七　海上における空対空射撃訓練を実施する件　二三　八
八八　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　二三　九
八九　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二三　九
九〇　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二三　九
九一　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件　二四　六

○九州厚生局

一　生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示　四　七

○東北地方整備局

一一―一二七　道路に関する件　一〇　八
一二八―一二九　〃　一三　八
一三〇　都市計画に関する件　一九　七
一三一―一三二　道路に関する件　二〇　七
一三三　〃　二三　九
一三四　都市計画に関する件　二六　八
一三五―一三九　道路に関する件　二七　94　四一

○関東地方整備局

一四〇―一五二　都市計画に関する件　二　74　九一
一五三　道路に関する件　二　74　九二
一五四　〃　三　八
一五五　〃　五　八
一五六　〃　六　七
一五七　〃　一三　八
一五八―一六一　都市計画に関する件　一六　七
一六二　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務区域を変更した件　一六　七
一六三―一六四　道路に関する件　一七　五
一六五―一六七　都市計画に関する件　一八　七
一六八　道路に関する件　一八　七
一六九　自動車専用道路に関する件　一九　七
一七〇―一七一　道路に関する件　二〇　七
一七二　自動車専用道路に関する件　二三　九
一七三　道路に関する件　二四　六
一七四―一七五　高速自動車国道に関する件　二七　94　四二

○北陸地方整備局

一七六―一七七　道路に関する件　二七　94　四二
四二　都市計画に関する件　三　八
四三　〃　一一　八
四四―四五　道路に関する件　一三　八
四六―五三　〃　一六　七
五四―五六　〃　二〇　七
五七―五八　〃　二七　94　四三
五九　都市計画に関する件　二七　94　四三